

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月17日
【計算期間】	第22期(自平成20年10月21日 至平成21年4月20日)
【ファンド名】	ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有田 浩之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
【電話番号】	03-4577-9283
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、内外の有価証券のうち過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

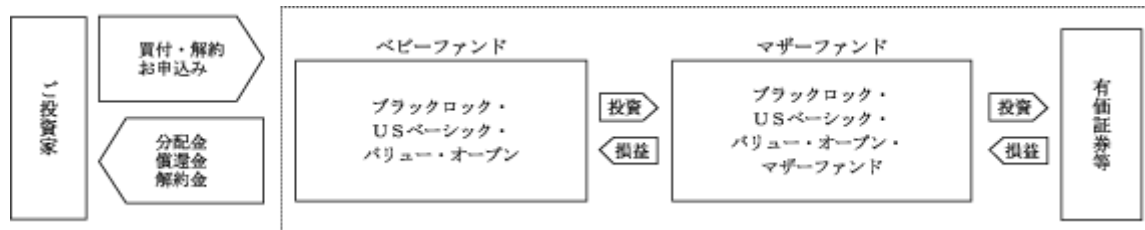
信託金の限度額は5兆円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- a．ブラックロック・USベーシック・バリュース・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主に米国株式を投資対象として、過小評価されている株式に投資し、値上がり益およびインカム収益を追求します。
- b．主として、株価が過小評価されていて、基本的な価値(ベーシック・バリュー)から乖離していると考えられる米国の株式に投資します。

- c．米国ドルベースでの投資収益を最大化することを目的として運用し、原則として為替ヘッジは行いません。
- d．当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。
- e．当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行うことを基本とします。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。当ファンドは、マザーファンドを通じて米国の普通株式を中心に投資します。なお、約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



投資哲学

「証券市場は全体的に見て非効率^{*}な面があるため、証券価格は市場環境が良好なときに過度に上昇し、逆に市場環境が悪化したときに過度に低下する傾向を持つ」という認識のもとに投資判断を行います。

* 市場の非効率性：市場において利用可能な情報の全てに関し適正な分析が行われているとは限らず、証券価格が非効率的に形成される場合がある、という考え方です。アクティブ運用はこれを分析し、証券価格が適正価格に収斂していく過程で超過収益を得ることを目指します。

具体的には、過去の水準から見てあるいは相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行い、また投資している株式が適正株価に戻ったかあるいは適正株価を上回ったと判断したときに売却するというものです。

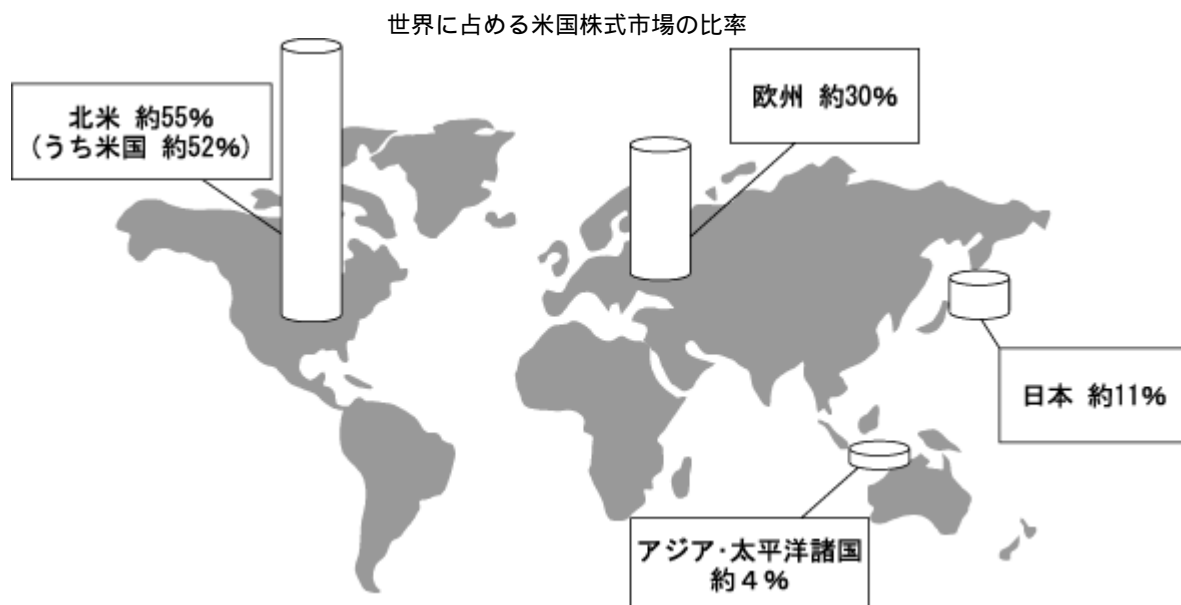
株式は、好材料の期待が少ない、業績が低迷している、株価収益率（PER）が低いときに長期的な値上がりの可能性がより大きくなると考えられます。こうした状況が生じたとき投資家は当該株式、業種にあまり興味を示さない傾向があると考えます。

逆に、一般に期待が高まっているときには、投資収益は限定される傾向があると考えます。株価が上昇傾向にあるが既に急激に上昇した、株価収益率が上昇した、あるいは当該業種や銘柄が投資家に受け入れられるようになったというようなときにこれが当たります。

例えば、株価収益率の高い株式は悪材料によって急激に下落する傾向があると言えます。逆に株価収益率の低い株式は一般にごく普通の見通しを織り込んでいることが多く、そのため長期的に見ればより大きな値上がりの可能性があります。

<ご参考> 米国株式について

- ・ 米国株式市場は、世界の株式市場の時価総額の半分程度を占めています。



(2008年10月末現在の時価総額ベース 出所：MSCI)

MSCIワールド指数の国別比率を使用。

MSCIワールド指数とは、MSCI Inc.が開発、計算した株式指数です。23カ国の株式市場に上場されている約1,700銘柄の株価を基に計算されています。

同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

米国株式の時価総額上位10銘柄

順位	銘柄名	業種
1	エクソンモービル	石油・石炭製品
2	ゼネラル・エレクトリック	電気機器
3	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	食料品
4	マイクロソフト	コンピューター
5	ジョンソン・エンド・ジョンソン	ヘルスケア
6	AT&T	通信・ネットワーク関連
7	シェブロン	石油・石炭製品
8	JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー	銀行業
9	IBM	コンピューター
10	ウォルマート・ストアーズ	小売業

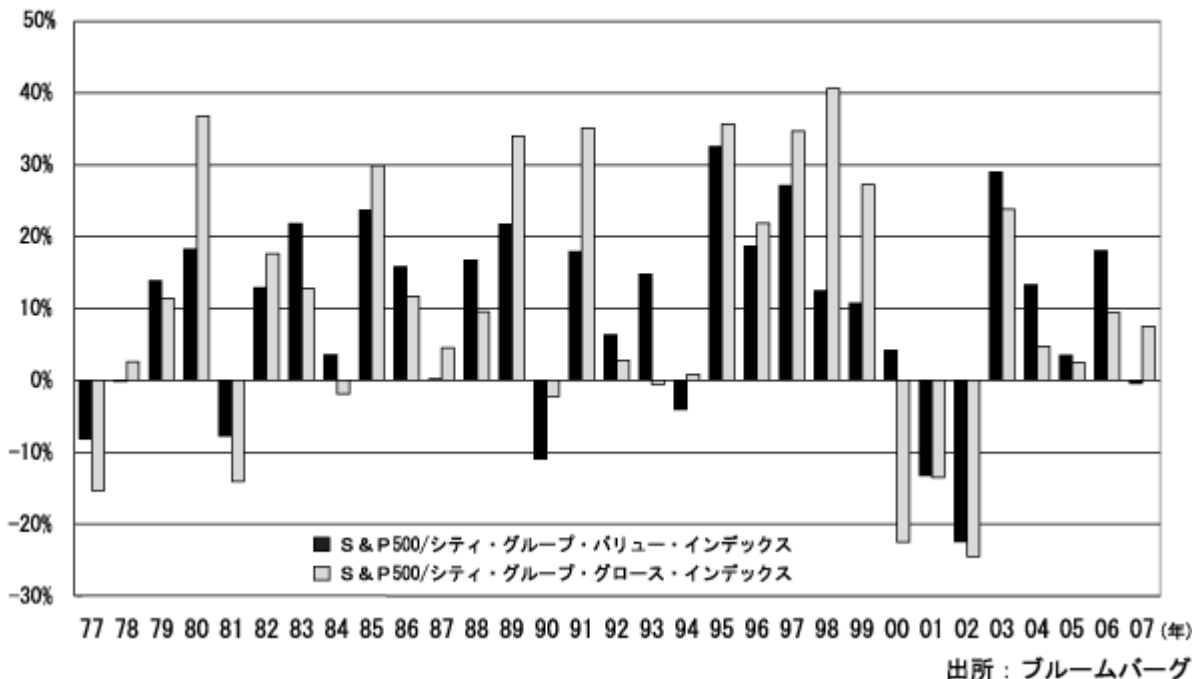
(米国株式全般を示す指数としてS&P500種指数を使用。2008年10月末現在、出所：ブルームバーグ)

上図は米国株式市場の説明の目的で使用したものであり、当ファンドの組入銘柄を示すものではありません。

S&P500種指数は、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。S&P500は、The McGraw-Hill Companies, Inc.の登録商標です。

◇ ご参考：米国株式市場におけるバリュース株とグロース株 ◇

米国株式市場におけるバリュース株とグロース株のパフォーマンス比較(1977年～2007年)



米国株式市場におけるバリュース株（S & P 500/シティグループ・バリュース・インデックス）とグロース株（S & P 500/シティグループ・グロース・インデックス）を1年間保有した場合の投資収益率を示したものです。

* S & P 500/シティグループ・バリュース・インデックス、S & P 500/シティグループ・グロース・インデックスは、米国株式の株価指数です。なお、上記インデックスと当ファンドの銘柄選択基準は同一ではありません。

	バリュース株	グロース株
	S & P 500/シティグループ・バリュース・インデックス	S & P 500/シティグループ・グロース・インデックス
リターン (年率)	9.3%	10.4%
標準偏差*	13.1%	17.9%

※左図は1977年から2007年までににおけるバリュース株とグロース株の投資収益率（リターン）と標準偏差*を比較したものです。

*標準偏差とは、データの散ばりの度合いを数値で表すものです。この標準偏差の値が大きいほど、分布の裾野が広がり、リスクが高いといえます。

バリュース株

一般に、バリュース株とは割安株のことをいい、企業の利益・資産などの基準に対して割安とされる株式です。

PERやPBRの低いもの、配当利回りの高いものなどが代表的とされ、現在何らかの理由で人気の圏外にあり、株価が割安におかれている銘柄が対象とされています。

グロース株

一般に、グロース株とは成長株のことをいい、企業の利益成長に主眼をおいた株式です。

売上高や経常利益の伸び率、ROE（株主資本利益率）などの成長性を指標とし、株式市場において相対的に成長性が高いとされる銘柄が対象とされています。

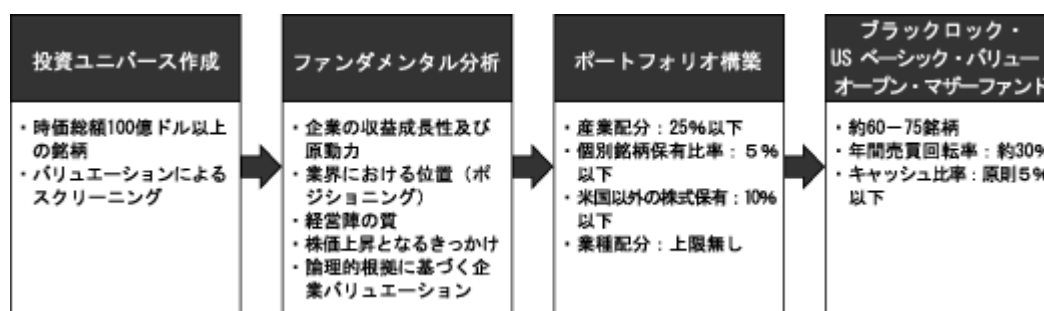
上図はバリュース株とグロース株の比較を行う目的で使用したものであり、当ファンドの投資収益を示唆するものではありません。

運用プロセス

- ・米国株式市場に上場している時価総額100億ドル以上の銘柄群を投資ユニバースとします。
- ・株価収益率（P E R）、株価純資産倍率（P B R）、株価キャッシュフロー倍率（P C F R）、配当利回りなどの株価指標（バリュエーション^{*1}）によりスクリーニングを行い、調査ユニバース（200～600銘柄）を作成します。
- ・調査ユニバースを対象に、ファンダメンタル分析に基づくボトムアップ・アプローチ^{*2}により継続的な調査を行います。
- ・銘柄選択に当たっては、上記の株価指標等から見て過小評価されていると判断される銘柄、および一時的に過小評価されているもののその状態から回復する見込みがあると判断される銘柄等に投資を行います。投資を行う際には、ターゲットとなる適正価格をあらかじめ設定してから投資を行います。
- ・約60～75銘柄程度でポートフォリオを構築します。
- ・株価がターゲットに達した場合やファンダメンタルズが変化した場合等には、保有銘柄の売却を検討します。

* 1 バリュエーション：企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の尺度をいいます。

* 2 ボトムアップ・アプローチ：個別企業の分析をもとに、投資対象を選定する手法。



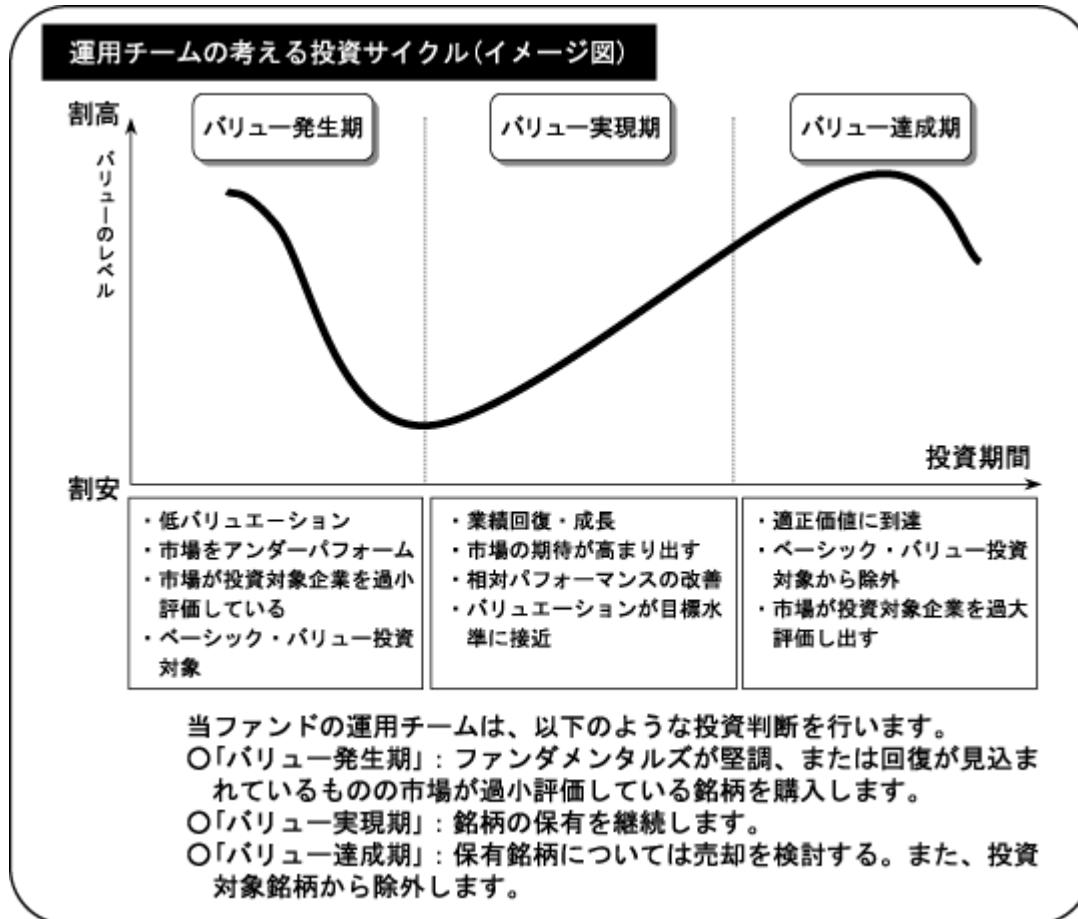
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資アプローチ

主として、過去の水準から見て株価が相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行います。

原則的には、組入れた株式が、基本的な投資価値を有していると判断する限り保有しつづけます。

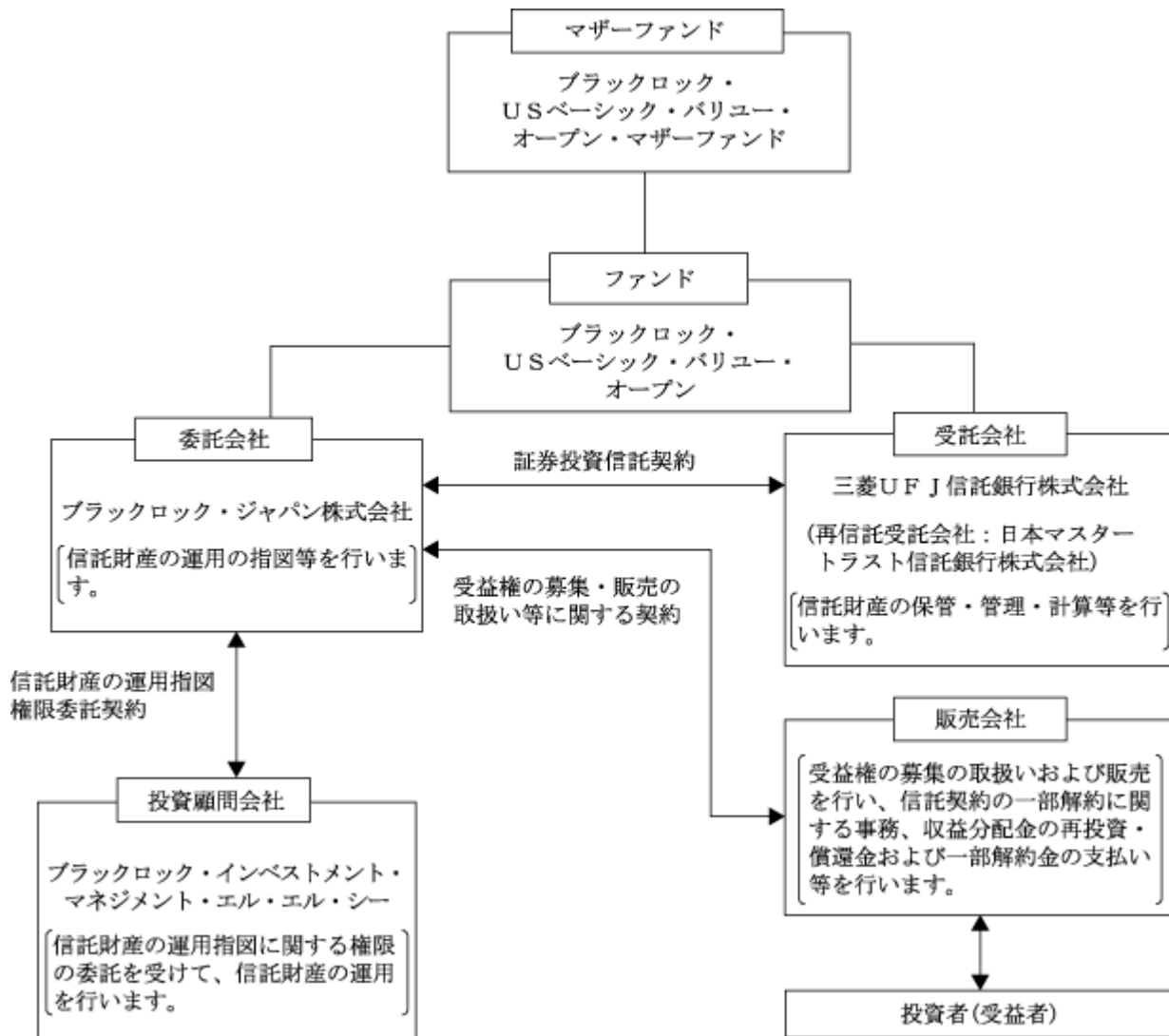
投資している株式が適正株価に戻ったか、あるいは適正株価を上回ったと判断したときには、基本的に売却します。



上図は当ファンドの説明の目的で使用したもので、当ファンドの運用成果を予告するものではありません。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

a . 資本金の額 委託会社の資本金の額は29億8,911万円です。(平成21年5月末現在)

b . 委託会社の沿革

昭和60年1月 メリルリンチ投資顧問株式会社設立
 昭和62年3月 投資顧問業者の登録
 昭和62年6月 投資一任契約に係る業務の認可
 平成9年12月 証券投資信託委託業の免許(平成10年 法改正により認可)取得
 メリルリンチ投信投資顧問株式会社に商号を変更
 平成10年7月 マーキュリー投資顧問株式会社、マーキュリー投信株式会社と合併
 新社名：メリルリンチ・マーキュリー投信投資顧問株式会社
 平成12年12月 メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社に商号を変更
 平成18年10月 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
 新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社

c . 大株主の状況

(平成21年5月末現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー	62,505株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．主として、ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。
- b．円貨での為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行いません。
- c．株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。
- d．投資状況に応じ、ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンドと同様の運用を行うことができます。
- e．市況動向や資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

- a．内外の有価証券のうち過小評価されているものの基本的には投資価値があると委託会社が考える有価証券、主にアメリカ合衆国に所在する発行体の発行した株式に投資することによって元本の成長と、さらにはインカム収益を追求します。
- b．円貨での為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を行いません。
- c．株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーに委託します。

(2)【投資対象】

ファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限り、)
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限り、)

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてブラックロック・U S ベーシック・パリュール・オープン・マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

マザーファンドの投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限り、）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限り、）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未済優先出資証券を含む。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

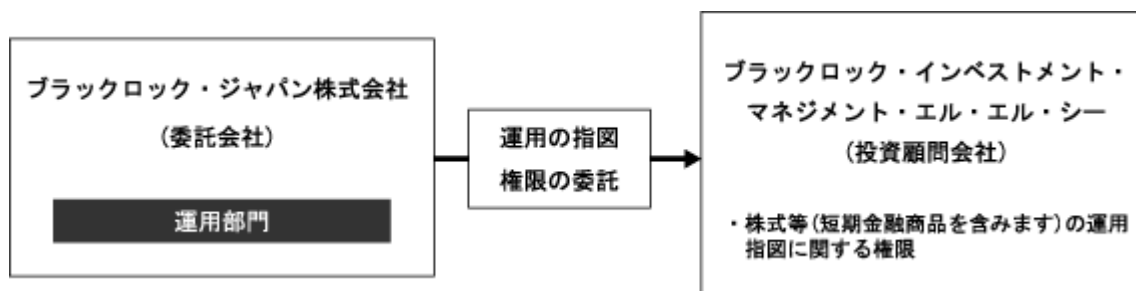
(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規定により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（当ファンドにかかる運用担当人員数10名程度）に委託しています。



平成21年5月末現在、ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約1.28兆ドル^{*}(約126兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2009年3月末現在。(円換算レートは1ドル=98.77円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(4月20日、10月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

当ファンドの投資制限

a．投資する株式等の範囲(約款第18条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他社団法人投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

b．株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限)

(a) 株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

(b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第19条第1項及び第2項)

(a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第23条第1項)

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- e . 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2 . 運用方法 (3)投資制限)
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- f . 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g . 投資信託証券への投資制限(約款第16条第5項)
投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h . 私募有価証券等への投資制限(約款第16条第7項)
私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- i . 信用取引の指図範囲(約款第20条)
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- j . 先物取引の運用指図(約款第21条)
(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
イ . 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k. スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付けの指図(約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- n．公社債の空売りの指図範囲(約款第26条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- o．公社債の借入れ(約款第27条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- p．外国為替予約の指図(約款第29条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q . 資金の借入れ(約款第37条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

マザーファンドの投資制限

a . 投資する株式等の範囲(約款第12条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- b．株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2．運用方法 (3)投資制限)
- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
 - (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第13条)
- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第17条)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2．運用方法 (3)投資制限)
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g．投資信託証券への投資制限(約款第10条第4項)
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h．私募有価証券等への投資制限(約款第10条第5項)
- 私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)および市場価格で売却できない外債への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- i．信用取引の指図範囲(約款第14条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 先物取引の運用指図(約款第15条)

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図(約款第16条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第18条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- (b) 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o. 公社債の借入れ(約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p. 外国為替予約の指図(約款第23条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投信法等関係法令で定める投資制限

a . デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b . 同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なりリスクは以下の通りです。

基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a．株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、主に米国に本拠を置く企業の普通株式及び米国株式市場に上場しているその他海外株式を投資対象とします。また、当ファンドおよびマザーファンドは米国以外の地域へも投資を行うことができます。したがって、米国を中心とした世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の財務状況が、運用成果に強い影響を与えることがあります。組入株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は変動します。

b．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは主として外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの動きに応じて、基準価額は上昇または下落します。

c．小型・新興成長企業投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、小規模企業、新興成長企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。また、小規模企業は一般に安定性に欠け、景気後退や競争激化の影響を受けやすいと考えられます。このため小規模企業の株式は一般に、大企業の株式より値動きが激しくなることもあります。

d．債券投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドの主要投資対象は普通株式ですが、固定利付債への投資も行うことができます。一般に、固定利付債の価格は金利低下に上昇し、金利上昇時には逆に下落します。したがって、固定利付債の価格の上昇または下落が当ファンドおよびマザーファンドの基準価額に影響を与えます。また、固定利付債への投資には発行体の信用格付が格下げとなるリスクなど、その他の債券価格下落リスクがあります。

e．オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

b．信託の途中終了

当ファンドは一部解約により残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

運用チームによるリスク管理

委託会社が運用指図に関する権限を委託した投資顧問会社の運用チームにおいて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。

リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析

委託会社が運用の指図に関する権限を委託した投資顧問会社の「リスク・クオンツ分析部」が運用商品の運用分析およびリスク分析を行っております。さらに、分析結果についてレビューを行い、運用チームへ助言をしています。

また、分析結果を委託会社の「リスク・クオンツ分析部」へ報告しております。

平成21年5月末現在、投資リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120 - 977 - 648

（受付時間 営業日の9：00～17：00、半日営業日は9：00～正午。）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

次の場合には、無手数料となります。

a．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

b．確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年1.6905%（税抜1.61%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社の配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社	合計	
年0.819% (税抜0.78%)	年0.7875% (税抜0.75%)	純資産総額が 350億円以下の部分	年0.084% (税抜0.08%)	年1.6905% (税抜1.61%)
		350億円超 1,000億円以下の部分	年0.0735% (税抜0.07%)	年1.68% (税抜1.6%)
		1,000億円超 1,350億円以下の部分	年0.063% (税抜0.06%)	年1.6695% (税抜1.59%)
		1,350億円超の部分	年0.0525% (税抜0.05%)	年1.659% (税抜1.58%)

信託報酬の支払い

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

投資顧問報酬

委託会社が運用の指図に関する権限を委託したブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーが受ける報酬額は、委託会社が受ける報酬から委託会社の事業年度の毎四半期末のとき支弁するものとし、その報酬額は委託会社が受ける報酬額から販売会社に支払われる手数料額を控除した額に40%の率を乗じて得た額に相当する額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じるときまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

一部解約時および償還時の課税について

a．個人の受益者の場合

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b．法人の受益者の場合

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とします。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 一部解約時および償還時の差益の課税について

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

一部解約時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)になります。

c. 確定拠出年金制度の課税について

前記に関わらず、確定拠出年金制度に基づく受益者に対しては、当該制度にかかる税制が適用されます。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン」

(1)【投資状況】(平成21年5月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,212,790,958	100.17
その他資産(負債控除後)		9,015,447	0.17
合計		5,203,775,511	100.00

マザーファンド

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	5,976,549,404	90.67
	オランダ	183,005,001	2.78
	スイス	129,475,485	1.96
	バミューダ諸島	87,343,175	1.33
	フィンランド	61,323,363	0.93
	小計	6,437,696,428	97.67
その他資産(負債控除後)		153,817,242	2.33
合計		6,591,513,670	100.00

当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2)【投資資産】(平成21年5月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・USベ シック・バリュール・オーブ ン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	5,580,549,147	9,034.00	5,041,505,424	9,341	5,212,790,958	100.17

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は親投資信託受益証券の1万口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.17

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(平成21年5月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	株式	保険業	81,320	3,384.71	275,244,531	3,806.14	309,514,980	4.70
2	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	銀行業	74,589	3,704.58	276,321,201	3,535.99	263,746,107	4.00
3	BRISTOL-MYERS SQUIBB	アメリカ	株式	医薬品・医療機 器	136,300	1,705.40	232,445,694	1,888.11	257,349,884	3.90
4	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	石油・石炭製品	36,000	6,565.71	236,365,399	6,679.31	240,455,174	3.65
5	LSI CORPORATION	アメリカ	株式	電気機器	527,100	359.93	189,720,731	425.48	224,268,821	3.40
6	QWEST COMMUNICATIONS INTL	アメリカ	株式	通信・ネット ワーク関連	478,800	277.54	132,884,809	419.69	200,946,614	3.05
7	SCHERING PLOUGH	アメリカ	株式	化学	86,600	1,485.39	128,634,806	2,320.34	200,941,790	3.05
8	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	コンピューター	58,662	3,492.97	204,904,893	3,347.86	196,391,929	2.98
9	XEROX CORP	アメリカ	株式	機械・エンジ アリング	289,400	739.58	214,033,613	652.20	188,748,069	2.86
10	HALLIBURTON CO	アメリカ	株式	機械・エンジ アリング	85,700	1,734.99	148,688,850	2,196.85	188,270,011	2.86
11	UNILEVER N V NY SHARES	オランダ	株式	食料品	79,100	2,401.28	189,941,104	2,313.59	183,005,001	2.78
12	KRAFT FOODS INC-A	アメリカ	株式	食料品	73,325	2,733.36	200,423,736	2,491.11	182,660,905	2.77
13	GENERAL MILLS INC	アメリカ	株式	サービス業	35,200	6,182.29	217,616,527	4,940.74	173,914,076	2.64
14	KIMBERLY CLARK	アメリカ	株式	食料品	32,900	5,720.39	188,200,804	4,974.51	163,661,340	2.48
15	VIACOM INC-CLASS B	アメリカ	株式	放送・出版・広 告	75,800	1,696.06	128,561,426	2,133.17	161,694,498	2.45
16	WYETH	アメリカ	株式	ヘルスケア	36,200	3,195.19	115,665,844	4,271.17	154,616,340	2.35
17	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	通信・ネット ワーク関連	52,596	2,656.15	139,702,884	2,823.97	148,529,505	2.25
18	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	電気機器	13,895	8,706.01	120,969,985	10,100.49	140,346,325	2.13
19	TIME WARNER INC	アメリカ	株式	通信・ネット ワーク関連	58,633	2,121.81	124,408,019	2,272.10	133,220,274	2.02
20	BJ SERVICES CO	アメリカ	株式	石油・石炭製品	82,000	1,226.75	100,593,631	1,479.04	121,281,149	1.84
21	RAYTHEON COMPANY	アメリカ	株式	軍事産業・宇宙	28,100	4,308.56	121,070,444	4,311.69	121,158,523	1.84
22	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	18,800	6,039.81	113,548,418	6,349.35	119,367,757	1.81
23	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ	株式	石油・石炭製品	26,000	3,625.37	94,259,735	4,545.17	118,174,493	1.79
24	BANK OF NY MELLON CO	アメリカ	株式	銀行業	43,779	2,653.37	116,161,722	2,684.07	117,506,058	1.78
25	DU PONT (E.I) DE NEMOURS	アメリカ	株式	化学	43,550	3,216.82	140,092,431	2,681.18	116,765,354	1.77
26	AT&T INC	アメリカ	株式	通信・ネット ワーク関連	47,732	2,441.46	116,535,932	2,376.30	113,425,666	1.72
27	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	株式	電気機器	240,800	395.60	95,259,734	468.89	112,909,386	1.71
28	MORGAN STANLEY	アメリカ	株式	ファイナンシャ ルサービス	36,400	2,321.10	84,488,188	2,839.41	103,354,393	1.57
29	PFIZER INC	アメリカ	株式	医薬品・医療機 器	72,700	1,556.23	113,137,895	1,417.29	103,037,070	1.56
30	WALT DISNEY	アメリカ	株式	レジャー・旅行 ・娯楽	43,700	2,362.55	103,243,317	2,314.56	101,146,062	1.53

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式		97.67
	通信・ネットワーク関連	9.97
	食料品	8.55
	機械・エンジニアリング	7.90
	石油・石炭製品	7.28
	電気機器	7.24
	医薬品・医療機器	7.08
	保険業	6.95
	銀行業	6.93
	化学	4.82
	電子部品・計器	4.31
	サービス業	3.96
	放送・出版・広告	3.29
	エネルギー	3.20
	ヘルスケア	3.10
	コンピューター	2.98
	軍事産業・宇宙	2.74
	ファイナンシャルサービス	2.26
	レジャー・旅行・娯楽	1.53
	電気・ガス・水道	1.33
	鉄鋼	1.14
	エネルギー関連機器	1.10

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年5月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期(平成11年10月20日)	856,565,874	(同左)	0.7669	(同左)
第4期(平成12年4月20日)	916,743,151	(同左)	0.8205	(同左)
第5期(平成12年10月20日)	690,399,123	(同左)	0.9053	(同左)
第6期(平成13年4月20日)	998,684,299	(同左)	1.0897	(同左)
第7期(平成13年10月22日)	1,371,562,948	(同左)	0.9678	(同左)
第8期(平成14年4月22日)	1,458,155,893	1,468,923,602	1.1882	1.1970
第9期(平成14年10月21日)	1,636,975,332	(同左)	0.8586	(同左)
第10期(平成15年4月21日)	1,526,330,037	(同左)	0.8458	(同左)
第11期(平成15年10月20日)	2,932,458,746	(同左)	0.9212	(同左)
第12期(平成16年4月20日)	2,514,598,389	(同左)	1.0459	(同左)
第13期(平成16年10月20日)	2,229,789,381	(同左)	0.9974	(同左)
第14期(平成17年4月20日)	1,891,557,925	1,910,002,255	1.0092	1.0191
第15期(平成17年10月20日)	3,206,402,677	(同左)	1.0990	(同左)
第16期(平成18年4月20日)	3,959,506,724	3,988,996,074	1.2566	1.2659
第17期(平成18年10月20日)	5,023,182,072	5,058,360,579	1.3362	1.3456
第18期(平成19年4月20日)	7,051,367,633	7,096,152,949	1.4733	1.4826
第19期(平成19年10月22日)	8,260,001,882	8,316,226,199	1.3954	1.4049
第20期(平成20年4月21日)	7,228,705,088	7,289,380,047	1.1744	1.1843
第21期(平成20年10月20日)	5,168,320,292	(同左)	0.7555	(同左)
第22期(平成21年4月20日)	4,971,336,531	(同左)	0.7068	(同左)
平成20年5月末現在	7,458,028,019		1.1915	
平成20年6月末現在	6,894,400,883		1.0832	
平成20年7月末現在	7,203,433,585		1.1139	
平成20年8月末現在	7,743,701,606		1.1370	
平成20年9月末現在	6,173,401,850		0.9101	
平成20年10月末現在	5,076,803,598		0.7414	
平成20年11月末現在	4,586,697,480		0.6665	
平成20年12月末現在	4,462,523,094		0.6387	
平成21年1月末現在	4,465,251,545		0.6282	
平成21年2月末現在	4,148,937,162		0.6028	
平成21年3月末現在	4,388,882,111		0.6307	
平成21年4月末現在	4,906,365,400		0.6986	
平成21年5月末現在	5,203,775,511		0.7299	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第3期	
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	0.0100
第9期	
第10期	
第11期	
第12期	
第13期	
第14期	0.0100
第15期	
第16期	0.0100
第17期	0.0100
第18期	0.0100
第19期	0.0100
第20期	0.0100
第21期	
第22期	

(注) 1口当たり分配金は外国税控除前の金額です。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第3期	15.6
第4期	7.0
第5期	10.3
第6期	20.4
第7期	11.2
第8期	23.8
第9期	27.7
第10期	1.5
第11期	8.9
第12期	13.5
第13期	4.6
第14期	2.2
第15期	8.9
第16期	15.2
第17期	7.1
第18期	11.0
第19期	4.6
第20期	15.1
第21期	35.7
第22期	6.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

- 平成10年7月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン」から「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン」に、「メリルリンチ・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」は「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」に変更
- 平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約を締結します。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

なお、確定拠出年金制度において取得申込を行う場合は、その規定に従うものとします。

(2) 申込期間

当ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

お申込みの受付は、申込期間中の午後3時(半日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日のお取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120 - 977 - 648

(受付時間 営業日の9:00~17:00, 半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(4) 申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込単位

1万円以上1円単位または10万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金の再投資の場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合は1円単位の申込も可能とします。

(6) 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

(7) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

次の場合には、無手数料となります。

- a．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合
- b．確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合

(8) 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

(9) 取得申込代金の計算とお支払い

取得申込者は、申込代金を販売会社に支払うものとします。申込手数料は申込代金から差し引かれます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、販売会社によって上記と異なる解約単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度に基づく受益者が一部解約の請求を行う場合は1円単位の請求も可能とします。また、一部解約の請求の受付時間についても異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

受益者が一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の請求の受付は、午後3時（半日立会日は午前11時）までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても解約請求は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者が一部解約の実行請求を行った場合を除きます。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120 - 977 - 648

(受付時間 営業日の9 : 00 ~ 17 : 00, 半日営業日は9 : 00 ~ 正午。)

(4) 解約請求受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(5) 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 一部解約の実行の請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「米バリュ」と省略されて記載されております。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120 - 977 - 648

(受付時間 営業日の9:00~17:00, 半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．の信託契約の解約を行いません。
- f．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して 5 営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(平成20年4月22日から平成20年10月20日まで)及び第22期計算期間(平成20年10月21日から平成21年4月20日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の貸借対照表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成20年10月20日現在)	第22期 (平成21年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,227,891,021	5,009,214,312
未収入金	3,341,855	2,405,500
流動資産合計	5,231,232,876	5,011,619,812
資産合計		
	5,231,232,876	5,011,619,812
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,341,855	2,405,500
未払受託者報酬	2,959,987	1,882,094
未払委託者報酬	56,610,742	35,995,687
流動負債合計	62,912,584	40,283,281
負債合計		
	62,912,584	40,283,281
純資産の部		
元本等		
元本	6,840,903,065	7,033,722,763
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,672,582,773	2,062,386,232
(分配準備積立金)	914,345,986	835,632,735
純資産合計	5,168,320,292	4,971,336,531
負債純資産合計	5,231,232,876	5,011,619,812

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 (自 平成20年 4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,753,993,954	283,759,172
営業収益合計	2,753,993,954	283,759,172
営業費用		
受託者報酬	2,959,987	1,882,094
委託者報酬	56,610,742	35,995,687
営業費用合計	59,570,729	37,877,781
営業損失()	2,813,564,683	321,636,953
経常損失()	2,813,564,683	321,636,953
当期純損失()	2,813,564,683	321,636,953
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	60,924,563	63,045,190
期首剰余金又は期首欠損金()	1,073,466,706	1,672,582,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	102,706,744	155,930,910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	102,706,744	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	155,930,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,116,103	287,142,606
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,116,103	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	287,142,606
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,672,582,773	2,062,386,232

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期 (自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 第21期計算期間は、第20期計算期末が休業日であったため、平成20年4月22日から平成20年10月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期 (平成20年10月20日現在)	第22期 (平成21年4月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	6,840,903,065口	7,033,722,763口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,672,582,773円	元本の欠損 2,062,386,232円
3 1口当たり純資産額	0.7555円	0.7068円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期 (自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	9,319,712円	7,340,758円
2 分配金の計算過程	第21期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(2,752,640,120円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,397,853,176円)、収益調整金(その他収益調整金)(3,010,403,069円)、分配準備積立金(914,345,986円)により、分配対象収益は3,924,749,055円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第22期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(258,591,763円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(2,001,216,293円)、収益調整金(その他収益調整金)(3,199,747,454円)、分配準備積立金(835,632,735円)により、分配対象収益は4,035,380,189円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
3 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期追加信託に伴う剰余金増加額及び当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。

(税効果会計に関する注記)

第21期 (自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 (自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第21期 (自 平成20年4月22日 至 平成20年10月20日)	第22期 (自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第21期 (平成20年10月20日現在)	第22期 (平成21年4月20日現在)
期首元本額	6,155,238,382円	6,840,903,065円
期中追加設定元本額	1,252,567,395円	816,888,553円
期中一部解約元本額	566,902,712円	624,068,855円

2 有価証券関係

第21期(平成20年10月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,227,891,021	2,696,617,765

第22期(平成21年4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,009,214,312	222,629,107

3 デリバティブ取引関係

第21期 (自平成20年4月22日 至平成20年10月20日)	第22期 (自平成20年10月21日 至平成21年4月20日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該 当事項はありません。	同左

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考(円)
親投資信託受益証券	ブラックロック・USベーシック・パ リユー・オープン・マザーファンド	5,549,146,242	5,009,214,312	9,027

(注) 備考欄は親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成21年4月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成21年4月20日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	5,825,530
コール・ローン	179,542
株式	6,389,450,387
未収入金	137,451,965
未収配当金	12,423,120
流動資産合計	6,545,330,544
資産合計	6,545,330,544
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,752
未払金	74,688,660
未払解約金	19,498,514
流動負債合計	94,237,926
負債合計	94,237,926
純資産の部	
元本等	
元本	7,146,662,881
剰余金	
欠損金	695,570,263
純資産合計	6,451,092,618
負債・純資産合計	6,545,330,544

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>ただし、取引停止や気配値のみ切下げ等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p>
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

項目	(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年 4月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	7,146,662,881口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 695,570,263円
3 1口当たり純資産額	0.9027円

(税効果会計に関する注記)

(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成21年4月20日現在)	
同計算期間の期首元本額	7,687,422,876円
同計算期間中の追加設定元本額	720,012,075円
同計算期間中の一部解約元本額	1,260,772,070円
同計算期間末日の元本額	7,146,662,881円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン	5,549,146,242円
ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン(SMA向け)	1,597,516,639円
合計	7,146,662,881円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成21年4月20日現在)	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	6,389,450,387	4,876,091

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

(自 平成20年10月21日 至 平成21年 4月20日)	
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組方針と利用目的	当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。
3 取引に係るリスクの内容	為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4 取引に係るリスクの管理体制	取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、取引の相手先については、定められたリスク管理の方針と手続きに従って担当部門が取引を行っており、リスク管理担当部門が管理しております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年 4月20日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	63,450,048		63,500,800	50,752
合計		63,450,048		63,500,800	50,752

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
米ドル					
TYCO INTERNATIONAL LTD	53,525	22.270	1,192,001.75		
WYETH	36,700	43.200	1,585,440.00		
TIME WARNER INC	81,333	23.220	1,888,552.26		
KIMBERLY CLARK	33,400	50.240	1,678,016.00		
TRAVELERS COS INC/THE	67,620	42.530	2,875,878.60		
JPMORGAN CHASE & CO	81,989	33.260	2,726,954.14		
EMERSON ELECTRIC CO	8,000	33.040	264,320.00		
ACE LTD	6,800	45.960	312,528.00		
RAYTHEON COMPANY	28,600	42.510	1,215,786.00		
SCHERING PLOUGH	98,600	23.340	2,301,324.00		
XEROX CORP	341,900	5.920	2,024,048.00		
US BANCORP	17,700	18.600	329,220.00		
HONEYWELL INTERNATIONAL	18,700	31.490	588,863.00		
BJ SERVICES CO	108,100	12.930	1,397,733.00		
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	14,500	27.520	399,040.00		
UNILEVER N V NY SHARES	80,300	19.390	1,557,017.00		
ANADARKO PETROLEUM CORP	18,200	43.590	793,338.00		
AT&T INC	48,532	25.950	1,259,405.40		
METLIFE INC	35,800	28.220	1,010,276.00		
WELLS FARGO & COMPANY	9,700	20.260	196,522.00		
SOUTHERN CO	32,700	29.640	969,228.00		
MICROSOFT CORP	10,800	19.200	207,360.00		
PFIZER INC	54,300	14.160	768,888.00		
INTEL CORP	79,600	15.600	1,241,760.00		
DEERE & CO	26,720	39.440	1,053,836.80		
HEWLETT-PACKARD CO	57,162	36.300	2,074,980.60		
BRISTOL-MYERS SQUIBB	138,200	20.670	2,856,594.00		
QWEST COMMUNICATIONS INTL	490,400	3.540	1,736,016.00		
EXXON MOBIL CORPORATION	36,500	66.750	2,436,375.00		
MORGAN STANLEY	26,700	25.000	667,500.00		
WALT DISNEY	44,400	20.380	904,872.00		
CLOROX COMPANY	6,900	55.900	385,710.00		
ANALOG DEVICES	45,600	21.410	976,296.00		
VERIZON COMMUNICATIONS	53,396	31.780	1,696,924.88		
CHEVRON CORP	19,100	66.010	1,260,791.00		
MICRON TECHNOLOGY INC	244,300	5.000	1,221,500.00		
HALLIBURTON CO	87,000	18.780	1,633,860.00		
LSI CORPORATION	534,800	3.840	2,053,632.00		
DU PONT (E.I) DE NEMOURS	50,150	28.420	1,425,263.00		
GENERAL MILLS INC	35,700	49.890	1,781,073.00		

銘柄	株式数	評価額		組入比率 (%)	備考
		単価	金額		
NOKIA CORP-SPON ADR	41,900	14.970	627,243.00		
HARTFORD FINANCIAL SVCS	8,600	11.180	96,148.00		
INTL BUSINESS MACHINES CORP	14,695	101.270	1,488,162.65		
PEABODY ENERGY CORP	24,000	25.180	604,320.00		
KRAFT FOODS INC-A	74,425	22.670	1,687,214.75		
BAXTER INTERNATIONAL INC	10,300	51.850	534,055.00		
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	34,700	14.610	506,967.00		
BANK OF NY MELLON CO	51,679	30.220	1,561,739.38		
DOMINION RESOURCES INC	24,600	29.940	736,524.00		
NORTHROP GRUMMAN CORP	12,800	47.810	611,968.00		
NUCOR CORP	7,900	44.160	348,864.00		
VIACOM INC-CLASS B	69,600	19.440	1,353,024.00		
TIME WARNER CABLE	25,368	28.920	733,642.56		
COVIDIEN LTD	15,825	34.860	551,659.50		
RALCORP HOLDINGS INC	1	53.980	53.98		
(邦貨換算)			(6,389,450,387)	100.0	
米ドル合計(55銘柄)	3,680,820		64,390,309.25		
(邦貨換算合計)			(6,389,450,387)		
合計(55銘柄)	3,680,820		6,389,450,387	100.0	

(注) 組入比率は、組入株式時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン(平成21年5月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	5,221,346,177円
負債総額	17,570,666円
純資産総額()	5,203,775,511円
発行済数量	7,129,077,494口
1単位当たり純資産額(/)	0.7299円

(参考情報)

ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド(平成21年5月末現在)

純資産額計算書

資産総額	6,636,003,642円
負債総額	44,489,972円
純資産総額()	6,591,513,670円
発行済数量	7,056,756,279口
1単位当たり純資産額(/)	0.9341円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第3期	101,919,337	64,371,760	1,116,927,835
第4期	75,108,929	74,730,496	1,117,306,268
第5期	68,134,853	422,780,912	762,660,209
第6期	466,434,756	312,580,039	916,514,926
第7期	1,122,439,074	621,701,475	1,417,252,525
第8期	319,024,782	509,115,467	1,227,161,840
第9期	1,009,900,933	330,499,789	1,906,562,984
第10期	152,291,428	254,307,302	1,804,547,110
第11期	1,689,894,439	311,043,361	3,183,398,188
第12期	1,270,766,925	2,049,874,071	2,404,291,042
第13期	182,278,214	351,021,637	2,235,547,619
第14期	79,288,364	440,598,590	1,874,237,393
第15期	1,458,762,411	415,432,277	2,917,567,527
第16期	966,144,772	732,679,732	3,151,032,567
第17期	908,287,873	300,116,752	3,759,203,688
第18期	1,373,982,930	347,035,516	4,786,151,102
第19期	1,524,637,877	391,498,872	5,919,290,107
第20期	872,940,833	636,992,558	6,155,238,382
第21期	1,252,567,395	566,902,712	6,840,903,065
第22期	816,888,553	624,068,855	7,033,722,763

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金の額

委託会社の資本金の額は29億8,911万円です。(平成21年5月末現在)

発行可能株式総数

委託会社が発行することができる株式の総数は76,126株です。(平成21年5月末現在)

発行済株式総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は62,505株です。(平成21年5月末現在)

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成14年3月5日に資本金の額を11億7,661万円から26億7,661万円に増額しました。

平成18年10月2日に資本金の額を26億7,661万円から26億8,911万円に増額しました。

平成19年2月15日に資本金の額を26億8,911万円から29億8,911万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

株主総会において、3名以上の取締役が選任されます。取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期間と同一です。増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了するときまでとされています。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を1名以上選任します。

取締役会は、代表取締役が招集し、代表取締役の一人が議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたります。取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

グループ

- ・ 弊社グループの投資戦略委員会(Central Strategy Group)がグループとしての基本的な選好資産の枠組みを決定します。

委託会社

- ・ CSGで決定された方針をベースに委託会社のマルチアセット・ポートフォリオ・ストラテジーズ・チームが各ファンドの運用方針に添った投資戦略を策定します。

運用チーム

・各運用チームでは、その戦略にのっとり、独自の運用プロセスを通して運用を行います。

各チームはファンドの具体的な運用実施計画を策定します。

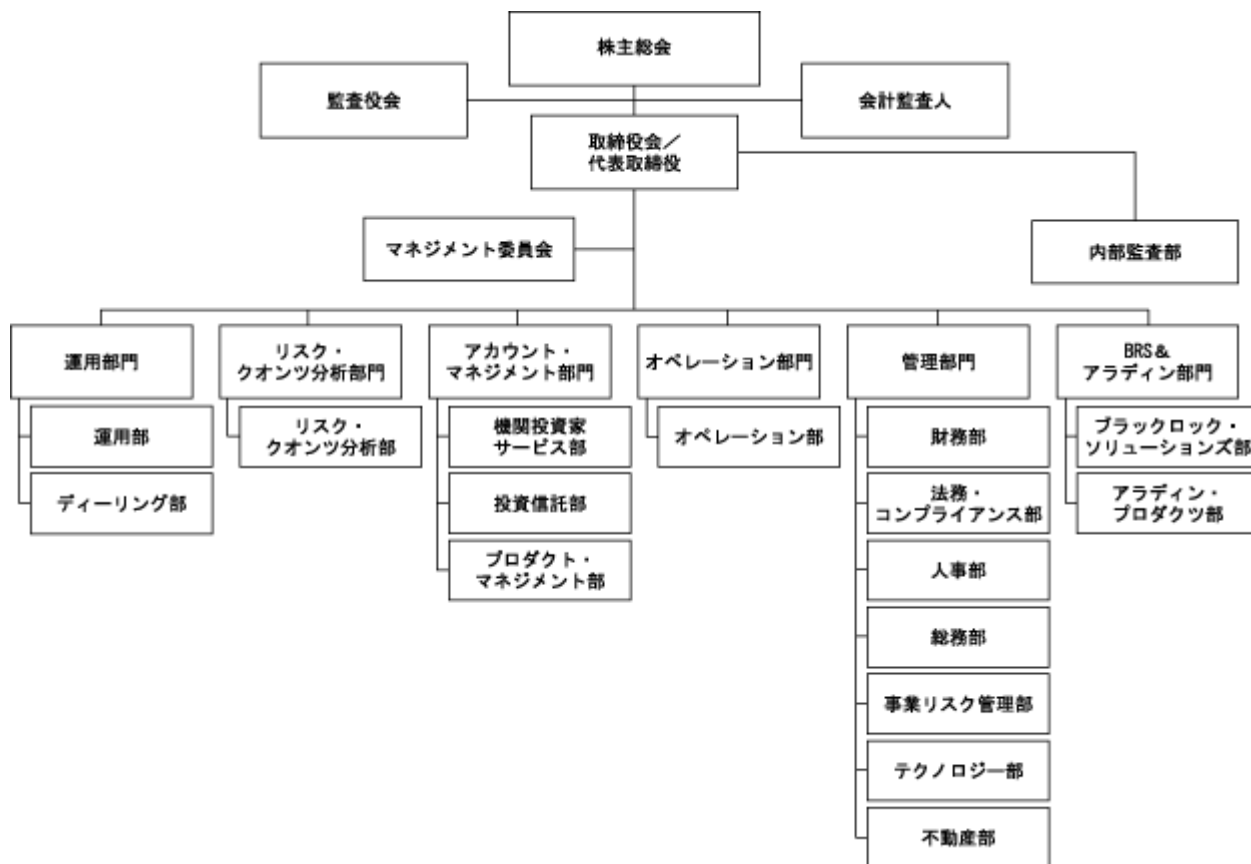
ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、チームの運用実施計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・リスク・クオンツ分析部において、当該商品の運用分析およびリスク分析等を行います。さらに分析結果について定期的にレビューを行い、運用チームへ助言をします。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年5月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	35本	181,464百万円
	単位型株式投資信託	1本	1,956百万円
私募投資信託		25本	250,045百万円
合計		61本	433,466百万円

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社の財務諸表すなわち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)及び同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

ただし、第24期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成19年4月14日から平成20年3月31日まで)及び第25期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受け、監査報告書を受領しております。

(3) なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第24期 (平成20年3月31日)		第25期 (平成21年3月31日)			
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			4,029,451		1,886,647		
支払委託金							
収益分配金		4	4				
前払費用			160,206		145,888		
未収消費税等			14,786		25,901		
未収入金			53,689		24,308		
未収委託者報酬			1,633,818		732,627		
未収運用受託報酬			1,327,640		1,126,789		
未収収益	* 2		1,439,156		407,242		
未収還付法人税等					441,254		
繰延税金資産			336,621		296,694		
その他			16,753		32,150		
流動資産計			9,012,124	47.8	5,119,500		38.5
固定資産							
有形固定資産							
建物	* 1	771,642		642,465			
器具備品	* 1	480,330		333,124			
建設仮勘定			1,251,972		14,941	990,530	
無形固定資産							
ソフトウェア		61,558		45,975			
のれん		4,746,237		4,113,405			
クライアント・リレーシ ョ ンシップ資産		2,300,819		1,994,043			
電話加入権等		488	7,109,102		430	6,153,853	
投資その他の資産							
投資有価証券		609,879					
関係会社株式		300,000		300,000			
長期差入保証金		545,324		542,739			
前払年金費用		37,812		29,279			
長期前払費用		1,254					
繰延税金資産			1,494,269		158,678	1,030,696	
固定資産計			9,855,343	52.2	8,175,079		61.5
資産合計			18,867,467	100.0	13,294,579		100.0

区分	注記 番号	第24期 (平成20年3月31日)		第25期 (平成21年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			83,169		73,125	
未払金						
未払収益分配金		1,105		1,001		
未払償還金		87,885		75,806		
未払手数料		741,597		310,882		
その他未払金			830,587	43,278	430,967	
未払費用	* 2		2,804,317		1,176,444	
未払法人税等			20,740			
賞与引当金			415,969		213,549	
役員賞与引当金			8,978		10,210	
早期退職慰労引当金					236,254	
流動負債計			4,163,760	22.1	2,140,549	16.1
固定負債						
長期借入金			9,443,645		8,937,395	
関係会社長期借入金			1,200,000			
役員退職引当金			56,473		81,150	
繰延税金負債			194,131			
固定負債計			10,894,249	57.7	9,018,545	67.8
負債合計			15,058,009	79.8	11,159,094	83.9
(純資産の部)						
株主資本						
資本金			2,989,110	15.8	2,989,110	22.5
資本剰余金						
資本準備金		857,495		857,495		
資本剰余金合計			857,495	4.6	857,495	6.5
利益剰余金						
利益準備金		124,157		124,157		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		183,653		1,835,277		
利益剰余金合計			59,496	0.3	1,711,120	12.9
株主資本合計			3,787,109	20.1	2,135,485	16.1
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		22,349				
評価・換算差額等合計			22,349	0.1		-
純資産合計			3,809,458	20.2	2,135,485	16.1
負債・純資産合計			18,867,467	100.0	13,294,579	100.0

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
営業収益	* 1					
委託者報酬			6,826,284		4,278,295	
運用受託報酬			5,997,690		4,001,861	
その他営業収益			815,332		997,788	
営業収益計			13,639,306	100.0	9,277,944	100.0
営業費用						
支払手数料				3,560,686		1,906,665
広告宣伝費				105,244		318,190
調査費						
調査費			282,814		230,439	
委託調査費		1,655,381	1,938,195	698,156	928,595	
委託計算費			191,380		137,064	
営業雑経費						
通信費		109,622		86,757		
印刷費		193,253		159,163		
協会費		12,417	315,292	11,937	257,857	
営業費用計			6,110,797		3,548,371	38.2
一般管理費						
給料						
役員報酬等		311,992		186,835		
給料・手当		2,059,942		2,282,969		
福利厚生費		488,423		413,719		
賞与				487,313		
賞与引当金繰入額		1,280,874	4,141,231	213,549	3,584,385	
交際費			41,638		26,585	
寄付金			4,172		3,626	
旅費交通費			186,202		125,329	
租税公課			53,605		68,644	
不動産賃借料			528,896		555,457	
退職給付費用			132,518		218,085	
固定資産減価償却費			383,557		315,060	
のれん償却額			633,213		632,831	
クライアント・リレーション シップ資産償却費			306,776		306,776	
事務委託費			520,895		389,438	
諸経費			409,723		533,493	
一般管理費計			7,342,426	53.8	6,759,709	72.9

区分	注記 番号	第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
営業利益(損失)			186,083	1.4	1,030,136	11.1
営業外収益						
有価証券売却益					19,199	
グローバルサポート受入補助金	* 2				506,250	
保険配当金			2,332			
為替差益			338,949			
その他			20,062		689	
営業外収益計			361,343	2.6	526,138	5.7
営業外費用						
支払利息	* 2		474,741		354,448	
為替差損					107,221	
固定資産売却損等			6,418		763	
有価証券売却損			60,538			
その他			129			
営業外費用計			541,826	4.0	462,432	5.0
経常利益(損失)			5,600	0.0	966,430	10.4
特別利益						
合併関連費用受入金	* 2, 3		362,273			
特別利益計			362,273	2.7		
特別損失						
早期退職慰労金	* 4				259,580	
特別損失計					259,580	2.8
税引前当期純利益(損失)			367,873	2.7	1,226,010	13.2
法人税、住民税及び事業税		140			140	
過年度法人税、住民税及び事業税	* 5				722,825	
法人税等調整額		554,645	554,785	4.1	297,351	4.6
当期純損失()			186,912	1.4	1,651,624	17.8

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金	
				繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高(千円)	2,989,110	857,495	124,157	3,259	3,974,021
当期変動額					
当期純損失				186,912	186,912
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計(千円)				186,912	186,912
平成20年3月31日残高(千円)	2,989,110	857,495	124,157	183,653	3,787,109

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日残高(千円)	332	3,973,689
当期変動額		
当期純損失		186,912
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,681	22,681
当期変動額合計(千円)	22,681	164,231
平成20年3月31日残高(千円)	22,349	3,809,458

第25期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金	
				繰越利益剰余金	
平成20年3月31日残高(千円)	2,989,110	857,495	124,157	183,653	3,787,109
当期変動額					
当期純損失				1,651,624	1,651,624
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計(千円)				1,651,624	1,651,624
平成21年3月31日残高(千円)	2,989,110	857,495	124,157	1,835,277	2,135,485

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高(千円)	22,349	3,809,458
当期変動額		
当期純損失		1,651,624
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,349	22,349
当期変動額合計(千円)	22,349	1,673,973
平成21年3月31日残高(千円)		2,135,485

(重要な会計方針)

項目	第24期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第25期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるものについて、期末日 の市場価格等に基づく時価法を採 用しております。なお、評価差額は 全部純資産直入法により処理し、 売却原価は総平均法により算定し ております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主 な耐用年数は、建物(建物付属設 備) 8～18年、器具備品 3～15年 であります。 (2) 無形固定資産 ソフトウェアの減価償却方法につ いては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によってお ります。 のれん及びクライアント・リレー ションシップ資産の償却方法につ いては、その効果の及ぶ期間(9 年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差 額は損益として処理しております。	同左
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率等により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込み額を 計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備え るため、実績報酬制度に基づき算 出された期末現在の支給見込額を 計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えるため、過去及び当年度の実績に基づき算出された期末現在の支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。また、退職一時金制度も有しており、退職一時金の支払に備えるため、期末要支給額を引当金に計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8.5年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務時間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(5) 役員退職引当金 役員退職金の将来の支払に備えるため、過去及び当年度の実績に基づき算出された期末現在の支給見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。また、退職一時金制度も有しており、退職一時金の支払に備えるため、期末要支給額を引当金に計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務時間以内の一定の年数(8.5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(5) 役員退職引当金 同左</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同左

(表示方法の変更)

第24期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第25期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
「業務委託手数料」は、従来区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当期から「諸経費」に含めて表示しております。	
「運用受託報酬」は、従来、営業収益の「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、投資運用業等統一経理基準(旧投資顧問統一経理基準)の一部改正(平成19年12月19日)に伴い、当期から区分掲記しております。	

(貸借対照表関係)

第24期 (平成20年 3月31日)	第25期 (平成21年 3月31日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	* 1 有形固定資産の減価償却累計額
建物(建物付属設備) 160,616千円	建物(建物付属設備) 295,339千円
器具備品 339,273	器具備品 483,733
計 499,889千円	計 779,072千円
* 2 関係会社に対する債権及び債務	* 2 関係会社に対する債権及び債務
未収収益 1,049,243千円	未収収益 323,827千円
未払費用 2,070,639千円	未払費用 604,864千円

(損益計算書関係)

第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
* 1 その他営業収益の内訳は次のとおりであります。 受入手数料 815,332千円	* 1 その他営業収益の内訳は次のとおりであります。 受入手数料 997,788千円
* 2 関係会社に対する事項 支払利息 133,831千円 合併関連費用受入金 362,273千円	* 2 関係会社に対する事項 グローバルサポート受入補助金 100,538千円
* 3 特別利益について 前年度特別損失(平成18年10月のブラックロック・ジャパン株式会社(旧社名:野村ブラック・ロック・アセットマネジメント株式会社)との合併に係る退職金、インフラ整備等の費用)に対する親会社からの受入金362,273千円を計上いたしました	* 3
* 4	* 4 特別損失について 平成20年度下期において合意に基づく早期退職者が生じ、早期割増退職金を計上いたしました。
* 5	* 5 過年度法人税、住民税及び事業税 過年度法人税、住民税及び事業税には、修正申告等に伴う過年度分の法人税、住民税及び事業税並びにこれらの附帯税が含まれております。

(株主資本等計算書関係)

第24期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前期末株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	62,505			62,505
合計	62,505			62,505

第25期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前期末株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	62,505			62,505
合計	62,505			62,505

(リース取引関係)

第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。	1 リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料
1年以内 1,949千円	1年以内 2,074千円
1年超 2,923	1年超 974
合計 4,872千円	合計 3,048千円

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

第24期及び第25期

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第24期及び第25期

該当事項はありません。

3 子会社株式及び関係会社株式で時価のあるもの

第24期及び第25期

該当事項はありません。

4 その他有価証券で時価のあるもの

第24期

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を越えるもの	投資信託受益証券	572,000千円	609,879千円	37,879千円
合計		572,000千円	609,879千円	37,879千円

第25期

該当事項はありません。

5 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第24期及び第25期

該当事項はありません。

6 当該事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第25期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額	2,341,064千円	591,209千円
売却益の合計	22千円	19,203千円
売却損の合計	60,560千円	4千円

7 時価評価されていない有価証券

第24期

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	300,000千円

第25期

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	300,000千円

(デリバティブ取引関係)

第24期及び第25期

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第24期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク	米国ニューヨーク州	2米ドル	投資顧問業を営む子会社の管理	(被所有)間接100%	なし	資金の借入	支払利息(注1)	133,831	関係会社長期借入金	1,200,000
親会社	ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	8万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資顧問契約の再委任等	合併関連費用受入金	362,273	未収収益	319,892
								受入手数料(注2)	440,040		
								委託調査費(注3)	828,867	未払費用	361,313
親会社	ブラックロック・インク	米国ニューヨーク州	118.6万米ドル	投資顧問業を営む子会社の管理	(被所有)間接100%	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費(注4)	400,447	未収収益	672,826
								委託計算費(注5)	30,491	未払費用	1,708,709

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

(注2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

当期に取引条件を見直したことにより委託調査費の戻りが生じました。

(注5) 委託計算費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2 役員及び個人主要株主等

該当取引はありません。

3 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ブラックロック証券株式会社	東京都千代田区	150,050千円	証券業	所有直接100%	兼任4人	サービスフィーの受入と支払	設立出資及び増資の引受(注1)	300,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行ったブラックロック証券株式会社への設立出資及び株主割当増資を普通株式3,000株(1株につき100千円)で引き受けたものであります。

4 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	なし	投資顧問契約の再委任等	支払利息(注1)	340,910	長期借入金	9,443,645

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

第25期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

なお、これらによる開示対象範囲の変更はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	8万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100%	投資顧問契約の再委任等	受入手数料(注1)	376,785	未収収益	325,609
							委託調査費(注2)	782,822	未払費用	615,830
							業務委託費(注3)	138,867		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 業務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	資金の借入	支払利息 (注1)	342,469	長期借入金	8,937,395
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・UK・Ltd.	英国 ロンドン市	159百万ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 (注2)	669,517	未収運用委託報酬	141,160
							受入手数料 (注3)	55,334	未収収益	9,781
							委託調査費 (注4)	214,778	未払費用	168,995
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 デラウェア州	非公開	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料 (注3)	61,723	未収収益	26,645
							グローバルサポート受入補助金 (注5)	137,022		
							委託調査費 (注4)	65,272	未払費用	45,434
							業務委託費 (注6)	13,715		
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック株式会社	東京都 千代田区	250,000千円	不動産取引及び市場の動向に関する情報の収集	なし	管理部門業務の受託等	事業の譲受 (注7)			
							譲受資産合計	288,114		
							譲受負債合計	61,108		
							譲受対価	227,006		
							事業譲受損益			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

(注2)運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3)受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注4)委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注5)グローバルサポート受入補助金は、日本での業務を支援すべく海外関係会社より、市場環境を勘案し支給を受けております。

(注6)業務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注7)事業の譲受については、親会社の方針に基づき不動産部門事業を譲受けたものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

(退職給付関係)

第24期 (平成20年3月31日)	第25期 (平成21年3月31日)																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型の年金制度(DC)と退職給付型の制度としてキャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、この制度を補完する、一部の従業員に対する「退職一時金制度」を有しております。なお、当社は平成19年7月1日付で当該確定給付企業年金制度の改正を行い、過去勤務債務が発生しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出型の年金制度(DC)と退職給付型の制度としてキャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、この制度を補完する、一部の従業員に対する「退職一時金制度」を有しております。なお、当社は平成20年4月1日付で定年の延長による当該確定給付企業年金制度の改正を行い、それによる過去勤務債務が発生しております。</p>																																
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">854,003千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">861,049</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">7,046</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">21,543</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">9,223</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">37,812</td> </tr> </table>	退職給付債務	854,003千円	年金資産残高	861,049	未積立退職給付債務	7,046	未認識過去勤務債務	21,543	未認識数理計算上の差異	9,223	前払年金費用	37,812	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">821,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">851,051</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">29,651</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">11,516</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">11,888</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">29,279</td> </tr> </table>	退職給付債務	821,400千円	年金資産残高	851,051	未積立退職給付債務	29,651	未認識過去勤務債務	11,516	未認識数理計算上の差異	11,888	前払年金費用	29,279								
退職給付債務	854,003千円																																
年金資産残高	861,049																																
未積立退職給付債務	7,046																																
未認識過去勤務債務	21,543																																
未認識数理計算上の差異	9,223																																
前払年金費用	37,812																																
退職給付債務	821,400千円																																
年金資産残高	851,051																																
未積立退職給付債務	29,651																																
未認識過去勤務債務	11,516																																
未認識数理計算上の差異	11,888																																
前払年金費用	29,279																																
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">120,694千円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">9,156</td> </tr> <tr> <td>過去勤務差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,928</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">33,622</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金に係る要拠出額</td> <td style="text-align: right;">34,362</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">132,518</td> </tr> </table>	勤務費用	120,694千円	利息費用	9,156	過去勤務差異の費用処理額	1,928	数理計算上の差異の費用処理額	33,622	確定拠出年金に係る要拠出額	34,362	合計	132,518	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">127,991千円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">13,212</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">5,574</td> </tr> <tr> <td>過去勤務差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">2,025</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">934</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金に係る要拠出額</td> <td style="text-align: right;">54,570</td> </tr> <tr> <td>早期退職に伴う退職給付制度の一部終了損失</td> <td style="text-align: right;">13,779</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;">218,085</td> </tr> <tr> <td>早期退職慰労金</td> <td style="text-align: right;">259,580</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">477,665</td> </tr> </table>	勤務費用	127,991千円	利息費用	13,212	期待運用収益	5,574	過去勤務差異の費用処理額	2,025	数理計算上の差異の費用処理額	934	確定拠出年金に係る要拠出額	54,570	早期退職に伴う退職給付制度の一部終了損失	13,779	退職給付費用合計	218,085	早期退職慰労金	259,580	合計	477,665
勤務費用	120,694千円																																
利息費用	9,156																																
過去勤務差異の費用処理額	1,928																																
数理計算上の差異の費用処理額	33,622																																
確定拠出年金に係る要拠出額	34,362																																
合計	132,518																																
勤務費用	127,991千円																																
利息費用	13,212																																
期待運用収益	5,574																																
過去勤務差異の費用処理額	2,025																																
数理計算上の差異の費用処理額	934																																
確定拠出年金に係る要拠出額	54,570																																
早期退職に伴う退職給付制度の一部終了損失	13,779																																
退職給付費用合計	218,085																																
早期退職慰労金	259,580																																
合計	477,665																																
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>CB</p> <p>イ 退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準</p> <p>ロ 割引率 1.6%</p> <p>ハ 期待運用収益率 0.7%</p> <p>ニ 過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8.5年)による定額法により費用処理している。</p> <p>ホ 数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から8年で処理している。</p>	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>イ 退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準</p> <p>ロ 割引率 1.8%</p> <p>ハ 期待運用収益率 0.7%</p> <p>ニ 過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。</p> <p>ホ 数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から8.5年で処理している。</p>																																

(税効果会計関係)

第24期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第25期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">174,228千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">153,947</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,446</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">336,621</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">746,959千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,571</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,121</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,084</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">764,735</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">943,336</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">15,530</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">958,866</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(固定)の純額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">194,131</td> </tr> </table>	賞与引当金	174,228千円	未払費用	153,947	未払事業税	8,446	繰延税金資産(流動)合計	336,621	税務上の繰越欠損金	746,959千円	退職給付引当金	12,571	有形固定資産	1,121	その他	4,084	繰延税金資産(固定)合計	764,735	無形固定資産	943,336	投資有価証券	15,530	繰延税金負債計	958,866	繰延税金負債(固定)の純額	194,131	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">91,741千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">108,079</td> </tr> <tr> <td>早期退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">96,864</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">296,694</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">398,820千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">21,267</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">947</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">555,201</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">976,235</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">817,557</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">817,557</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(固定)の純額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">158,678</td> </tr> </table>	賞与引当金	91,741千円	未払費用	108,079	早期退職慰労引当金	96,864	その他	10	繰延税金資産(流動)合計	296,694	税務上の繰越欠損金	398,820千円	退職給付引当金	21,267	有形固定資産	947	無形固定資産	555,201	繰延税金資産(固定)合計	976,235	無形固定資産	817,557	繰延税金負債計	817,557	繰延税金負債(固定)の純額	158,678
賞与引当金	174,228千円																																																				
未払費用	153,947																																																				
未払事業税	8,446																																																				
繰延税金資産(流動)合計	336,621																																																				
税務上の繰越欠損金	746,959千円																																																				
退職給付引当金	12,571																																																				
有形固定資産	1,121																																																				
その他	4,084																																																				
繰延税金資産(固定)合計	764,735																																																				
無形固定資産	943,336																																																				
投資有価証券	15,530																																																				
繰延税金負債計	958,866																																																				
繰延税金負債(固定)の純額	194,131																																																				
賞与引当金	91,741千円																																																				
未払費用	108,079																																																				
早期退職慰労引当金	96,864																																																				
その他	10																																																				
繰延税金資産(流動)合計	296,694																																																				
税務上の繰越欠損金	398,820千円																																																				
退職給付引当金	21,267																																																				
有形固定資産	947																																																				
無形固定資産	555,201																																																				
繰延税金資産(固定)合計	976,235																																																				
無形固定資産	817,557																																																				
繰延税金負債計	817,557																																																				
繰延税金負債(固定)の純額	158,678																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">39.8%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入ののれん償却額</td> <td style="text-align: right;">69.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">150.8%</td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	39.8%	損金不算入ののれん償却額	69.8%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	150.8%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.5%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入ののれん償却額</td> <td style="text-align: right;">21.2%</td> </tr> <tr> <td>過年度法人税等</td> <td style="text-align: right;">59.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">34.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5%	損金不算入ののれん償却額	21.2%	過年度法人税等	59.0%	その他	9.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7%																										
法定実効税率	41.0%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	39.8%																																																				
損金不算入ののれん償却額	69.8%																																																				
その他	0.2%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	150.8%																																																				
法定実効税率	41.0%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5%																																																				
損金不算入ののれん償却額	21.2%																																																				
過年度法人税等	59.0%																																																				
その他	9.0%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7%																																																				

(1株当たり情報)

第24期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第25期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
普通株式に係る1株当たり純資産額	60,946円	普通株式に係る1株当たり純資産額	34,165円
普通株式に係る1株当たり当期純損失	2,990円	普通株式に係る1株当たり当期純損失	26,424円
(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2 普通株式に係る1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		2 普通株式に係る1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失(千円)	186,912	当期純損失(千円)	1,651,624
普通株主に帰属しない金額(千円)		普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	186,912	普通株式に係る当期純損失(千円)	1,651,624
普通株式の期中平均株式数(株)	62,505	普通株式の期中平均株式数(株)	62,505

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成21年3月末現在)	事業の内容
イーバンク銀行株式会社	54,997	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	
香港上海銀行	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル	
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	
日興コーディアル証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ証券株式会社	65,518	
PWM日本証券株式会社 ^{*1}	3,000	
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000	
ジョインベスト証券株式会社	21,400	
フィデリティ証券株式会社	4,275	
UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	60,000	
楽天証券株式会社	7,445	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
アイエヌジー生命保険株式会社 ^{*2}	29,000	
三井生命保険株式会社	167,280	

*1 エル・ピー・エル日本証券株式会社は、平成21年6月13日よりPWM日本証券株式会社へ商号変更致しました。

*2 アイエヌジー生命保険株式会社は、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
- ・資本金の額 : 非公開
- ・事業の内容 : 投資顧問業および投資信託委託業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成20年10月24日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年1月20日 有価証券届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月8日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・USベーシック・バリュース・オープンの平成20年4月22日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・USベーシック・バリュース・オープンの平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川本 修司

指定社員
業務執行社員

公認会計士 星 知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月8日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・USベーシック・バリュース・オープンの平成20年10月21日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・USベーシック・バリュース・オープンの平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川本修司

指定社員
業務執行社員

公認会計士 星知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。